別添10

重要経済安保情報の保護に関する誓約書

私は、　　年　　月　　日付け「適性評価結果等通知書（本人用）」により適性評価の実施結果の通知を受けました。私は、別紙を読んだ上で、以下に掲げる事項について確認し、今後、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うに当たり、重要経済安保情報の保護のための法令及び関係規程を遵守し、重要経済安保情報の保護に努め、これを漏らさないことを誓約します。

(1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなった場合に、故意又は過失により重要経済安保情報を漏らしたときは、別紙記載の重要経済安保情報保護活用法の規定により罰せられることがあること。

(2) 重要経済安保情報に係る文書の紛失等重要経済安保情報の漏えい又は漏えいのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、速やかに当該重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告するとともに、必要な調査に協力すること。

(3) 別紙記載の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」第４章第３節１(1)に掲げる事情がある場合に、速やかに、私が取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に申し出ること。

(4) 私について、別紙記載の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」第４章第３節１(1)に掲げる事情があると認められた場合に、［私を雇用する事業者により私の取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告がなされること。／私を雇用する事業者により私の派遣先の事業者に報告がなされること及び私の派遣先の事業者により私の取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告がなされること。］※従業者の場合に追記

　　　　年　　月　　日　　　　　　　氏名

別紙

１　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）では、適性評価により、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができないこととされています。

　　今回実施された適性評価により、あなたは重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められましたが、今後、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなったときは、重要経済安保情報の保護のための法令及び関係規程を遵守し、重要経済安保情報の保護に努めなければなりません。あなたが重要経済安保情報の取扱いの業務により知得した重要経済安保情報を故意又は過失により漏らした場合には、重要経済安保情報保護活用法第23条により罰せられることがあります（以下の条文を参照してください。）。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）（抄）

第23条　重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者がその業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、５年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

２　第４条第５項、第８条、第９条、第10条第５項若しくは第６項又は第18条第４項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたときは、３年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第９条第１項第１号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

３　前２項の罪の未遂は、罰する。

４　過失により第１項の罪を犯した者は、１年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

５　過失により第２項の罪を犯した者は、６月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

第27条　第23条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

２　（略）

２　今回あなたについて実施された適性評価は、あなたが質問票により申告した事実等に基づいて行われました。

　　今後、以下に掲げる事情（「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」第４章第３節１(1)に掲げる事情）がある場合には、速やかに、あなたが取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に、以下の窓口を通じて申し出てください。その申出内容により、あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

(1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。

(2) 罪を犯して検挙されたこと。

(3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。

(4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。

(5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。

(6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。

(7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。

(8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。

(9) 重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

また、［あなたの上司等／あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者又はあなたの派遣先の事業者］が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、あなたが取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告されることとなります。その場合にも、あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

なお、あなたが重要経済安保情報の取扱いの業務を行わないこととなった後に、【○○省】の職員又は【○○省】との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として、再び重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった場合には、あなたについて、重要経済安保情報保護活用法第12条第１項に規定される引き続き重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないか否かを判断する必要があるため、重要経済安保情報を取り扱う業務を行わなくなった日以降の上記に掲げる事項や職歴・学歴について、新たに取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に申し出てください。また、他の行政機関の長があなたについて今後実施する適性評価に重要経済安保情報保護活用法第12条第７項の規定が適用される場合についても、同様に、重要経済安保情報を取り扱う業務を行わなくなった日以降の上記に掲げる事項や職歴・学歴について、新たに取り扱う重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に申し出てください。

＜申出窓口＞

　　省　　局　　課

住所

電話

電子メール